

特別管理産業廃棄物処理計画作成 ~~(変更)~~ 報告書

令和 5年 6月 12日

埼玉県東松山環境管理事務所長 殿



報告者 埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸489番地  
住所 株式会社 島村工業  
氏名 代表取締役 島村 健  
(電話番号 048-775-1111)

令和5年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	株式会社 島村工業
事業場の所在地	埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸489番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
変更の概要	—

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	14,762百万円
③ 従業員数	249名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添2 管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排出量	2.7 t	t
	(これまでに実施した取組) ・新旧建替・改修におけるアスベスト問題を鑑み、減少傾向が見られるが受注産業である建設業として抑制は難しい。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排出量	2.4 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・発注者から改修・解体工事等の受注時、工事情報からアスベストの使用が見込まれた時は事前調査等の現地立会いにより適正に処理を行います。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特管物は日々作業終了時、袋で二重密閉し、隔離したコンテナ、仮置場等を設置、周辺環境に影響を及ぼさない様に保管し、作業終了後速やかに搬出しています。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・関係法令に従い品目ごとに分別保管を徹底し、廃棄物ごとに囲い等を設け保管物の種類や管理責任者を明示、早期に搬出します。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全処理委託量	2.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特別管理産業廃棄物の処理は廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い等を文書で通知、収集運搬・処理業者に委託、契約時に契約書の記載内容（許可証、処理単価、処理能力、埋立方法）の確認委託契約を締結しています。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全処理委託量	2.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託を実施している為、処理施設の業務内容の確認及び処理後にマニフェストの確認、追跡調査記録に確認、作業終了後の報告書の確認、保管を徹底していきます。</li> <li>又、廃棄物講習会へは積極的に参加し情報の収集、特別管理産業廃棄物の除去工事に係る作業員への事前教育の実施を徹底します。</li> </ul>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 別添1 処理工程図

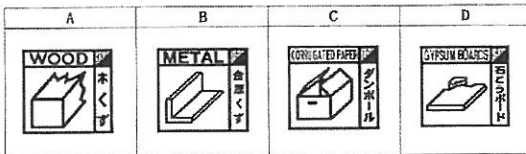
1. 建設廃棄物は、土木・建築工事等の施工に伴い発生した多種多様の廃棄物は現場にて分析自己保管を設置  
\*別紙-1
2. 種類毎に収集運搬・中間処分業者に委託、中間処分業者は再生利用、焼却（委託）、最終処分場で埋立処分（委託）  
\*別紙-2、別紙-3

## 建設廃棄物収集・運搬に伴う分別方法 (別紙-1)

当社における現場発生建設廃棄物の排出時(収集・運搬時)の分別にあたっては、以下の品目により行う。

- A. 不要木製型枠材、不要造作・建具材、木製梱包材等
- B. 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、  
メタルフォーム、H鋼材、電線くず等
- C. ダンボール類
- D. 石膏ボード類
- E. 廃プラスチック、塩ビ管類、発泡スチロール等
- ◎ コンクリート塊、モルタルくず等
- ◎ アスファルトコンクリートがら等

分別ヤード表示方法 【(社)建設業協会作成による】



## 産業廃棄物自己中間保管場所 (別紙-3)

産業廃棄物の種類	・ 廃プラスチック	・ 金属くず
	・ 木くず	・ 廃石膏ボード
	・ 紙くず	・ ダンボール
	・ がれき類	・ ガラス、陶磁器
	・ ガラス類	・ 繊維、シート
	・ コンクリートがら	・ アスコンガラ
	・ 管理型混合廃棄物	・ 安定型混合廃棄物
管理責任者名 又は名称	・ 株式会社〇〇〇〇:〇〇〇〇工事業所 ・ 作業所長:〇〇 〇〇	
管理者への 連絡先	・ 埼玉県〇〇市〇〇〇-〇-〇〇 ・ 電話番号:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

## 建設副産物の種類別による処分方法(中間処理の分類) (別紙-2)

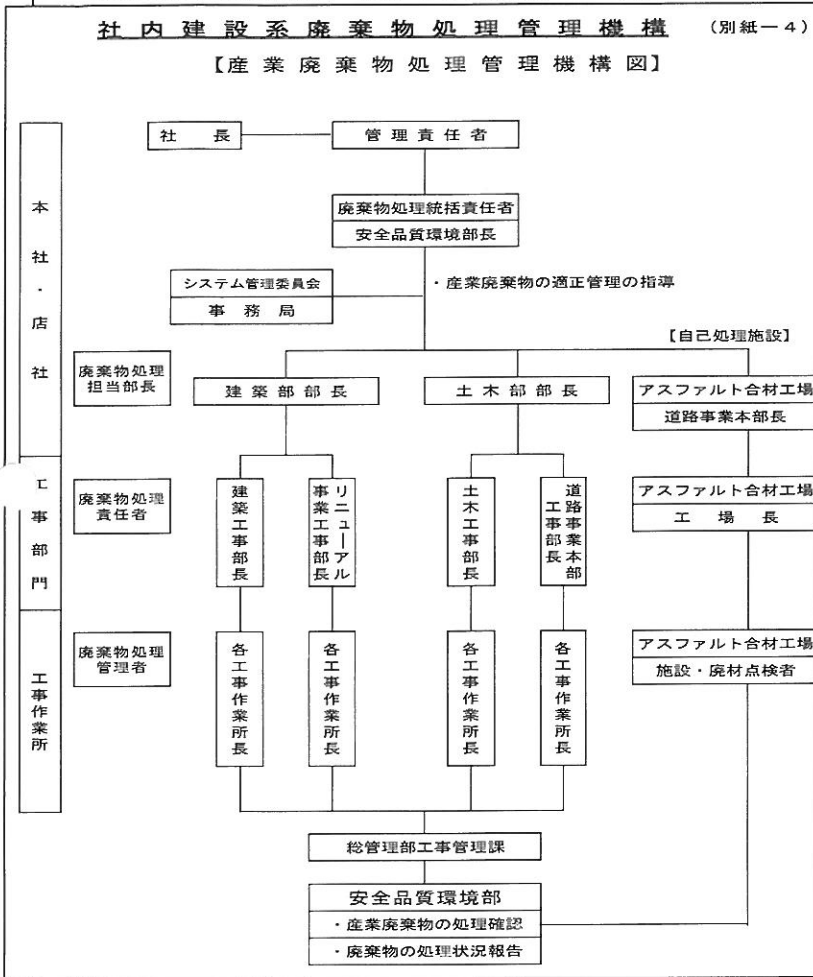
廃棄物の分類		品目	再生方法	再生後利用方法	減量化 減容化	無害化 安定化	埋立前の 処理方法	最終処分 分類	
安定型産業廃棄物	管理型産業廃棄物								
安定型産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	破砕	再生砕石等	破砕		破砕	安定型処分場	
		アスファルトがら		再生合材材料					
	ガラスくず 及び 陶磁器くず	ガラス	破砕	グラスウール等	破砕・圧縮		破砕		
		石綿吸音板	溶解	石綿吸音盤					
	ロックウール保温材	溶解	石綿吸音盤						
管理型産業廃棄物	汚泥		脱水・焼成	土壌改良材流動化土 焼成砂	脱水・焼却		脱水・焼却	管理型処分場	
		ガラスくず 及び 陶磁器くず	石膏ボード	破砕・選別	石膏ボード	破砕・圧縮			破砕
	金属くず	鉄くず	溶解	再生鋼棒 等					
		アルミくず	溶解	アルミ製品					
		電線	破砕・選別	電線 等					
	木くず (解体・改築・新築)		破砕	チップ パーティクルボード・MDF 木毛セメント板	焼却・破砕				
		紙くず	段ボール	溶解	再生紙	焼却・圧縮			
	廃プラスチック			固形燃料化 油	燃料	熔融固化・ 破砕・圧縮			破砕
		塩ビ管	熔融	再生塩ビ管					
		発泡スチロール	熔融	発泡スチロール					
廃油		油水分離	燃料 等	焼却		焼却			
廃アルカリ (PH12.5未満)					中和	*****			
廃酸 (PH2以上)					中和	*****			
特別管理型産業廃棄物	混合廃棄物		選別				選別	特別管理型(選別型)処分場	
	廃油 (引火点70℃ 未満)		油水分離	燃料 等	焼却		焼却		
	廃アルカリ (PH12.5以上)					中和	*****		
	廃酸 (PH2以下)					中和	*****		
	廃石綿等				熔融	熔融・固形化 二重袋詰め			

※金属くず・廃プラスチックに混入物、付着物がある場合は、「管理型産業廃棄物」となる。  
※金属くず・廃プラスチックに混入物、付着物がない場合は、「安定型産業廃棄物」となる。

# 別添2 管理体制図

社内建設系廃棄物処理管理機構図 \*別紙-4

・産業廃棄物処理責任者 : 安全品質環境部長 ・自己処理施設責任者 : 合材工場長  
環境目的、目標実施項目一覧表(全社集約版) \*別紙-5



## 環境目的・目標実施項目一覧表(全社集約版)

(別紙-5)

No	環境目的	環境目的 手段	環境目標	実施項目	備考
1	大気汚染の防止	アイドリングストップ運動 アイドリングストップ運動の教育訓練と指導の徹底	アイドリングストップ運動	運動の教育訓練と指導の徹底 基準(3分以内)の励行:車両、建設機械	
		排出ガス削減型建設機械の使用 自動車排出ガスの削減効率の良い運行 NOx、PM、CO2の減少装置の装着 低公害車への買い替え	工事関係排出ガスの抑制 自動車排出ガスの削減 NOx、PM、CO2	排出ガス削減型建設機械の使用 効率の良い運行 減少装置の装着 低公害車への買い替え	
2	建設廃棄物の適正処理	建設廃棄物の適正処理の確認 排出した廃棄物の処理状況、300㎡以上の保管場所の届出 社員に対する適正処理教育の実施	建設廃棄物の適正処理	委託許可の確認、処分場の確認 マニフェストによる適正処理の確認 社員・作業員に対する適正処理教育の実施	
		分別収集の徹底	建設廃棄物の再利用 混合廃棄物の比率18%以下 (解体、がれき、汚泥を除く)	分別収集の確認 社員・作業員に対する適正処理教育の実施 (所長会議、部(課)内会議、新規入場等で教育)	
3	建設廃棄物及び建設発生土の再利用	発生土の適正処理の確認: 自現場での再利用 : 他現場での再利用 : 埋立地等の利用	発生土の適正処理	自現場での再利用 他現場での再利用 埋立地等の利用	
		河川の汚染の防止 : 沈砂槽等の設置 流出水の水質の管理	水質汚濁の防止	河川の汚染の防止 沈砂槽等の設置、流出水の水質の管理	
4	水質汚濁の防止	六価クロムの溶出の抑制 地盤改良、汚泥の硬化、養分工事の際、溶出試験の実施及び配合確認、抑止型薬液固化材を使用する 3,000㎡以上の土地の形質変更(掘削等)の届出	土壌汚染の防止	六価クロムの溶出の抑制 溶出試験の実施、配合確認、抑止型薬液 固化材を使用する 届出の実施(埼玉県は環境管理事務所)	
		近隣よりの苦情の低減 特定建設作業の際、低騒音・低振動の工法の選択及び 機械の使用、規制の遵守(騒音・振動測定の実施)	騒音及び振動の発生抑制 (特定建設作業がある場合)	地域とのコミュニケーション活動の推進 低騒音・低振動の工法の選択及び機械の 使用、規制の遵守(騒音・振動測定の実施)	
5	騒音及び振動の発生抑制	資源節約運動 (節電、節水、ペーパーレス運動、エコ運転推進)	資源の節約運動の展開による 経費の削減 資源の節約運動の展開 前年比-1%(使用量)	電気使用量の削減 コピー量の削減 自動車のCO2の削減、エコ運転教育の実施 その他特有の環境影響	
		環境保全商品購入の推進 環境保全商品の情報収集	グリーン購入	環境保全商品購入の推進 環境保全商品の情報収集	
6	グリーン購入	地域とのコミュニケーション活動の推進 環境に配慮する設備・機械類の配置	環境対策により環境負荷の低減、 汚染の予防をする	地域とのコミュニケーション活動の推進 環境に配慮する設備・機械類の配置	

※ 部門は上記より、実施可能な目標を捉えて活動する。作業所は部門の目標とそれ以外に特有性のあるものを捉えて活動する。

※ 下線二重線は今回追加分を表している。



